

# 重要事項説明書

## 訪問看護（介護保険・医療保険）事業

訪問看護サービスの提供にあたり、あらかじめ当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

### 1 事業者

事業者名称	社会福祉法人 函館厚生院
代表者氏名	理事長 中田 智明
法人所在地	北海道函館市本町34番8-1号
電話番号	0138-51-9588
設立年月日	明治33年3月6日 (昭和27年5月17日社会福祉法人設立認可)

### 2 事業所の概要

事業の目的	社会福祉法人函館厚生院が開設する訪問看護ステーションケンゆのかわが行う訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要介護状態等にある利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。
-------	--

事業所の名称	訪問看護ステーションケンゆのかわ
事業所番号	0161490057
訪問看護ステーションコード	1490057
所在地	函館市湯川町3丁目29番15号 (介護老人保健施設ケンゆのかわ内)
電話番号	0138-59-1214
FAX番号	0138-59-3990
管理者	高橋 陽子
通常の事業の実施区域	函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村及び旧南茅部町は要相談）

## 運 営 の 方 針

事業所は要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

事業所は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って訪問看護の提供に努めるとともに、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者等との密接な連携に努めるものとする。

### 3 事業所の職員体制

管理者（訪問看護職員と兼務） 1名

管理者はステーションの従業者を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるよう統括します。

訪問看護職員（看護師） 3名以上（常勤換算による）

訪問看護職員は主治の医師の指示のもと、訪問看護計画書（医療・介護予防含む）を作成し、利用者の状態に応じて訪問看護を提供します。

### 4 営業日ならびに営業時間

通常におけるステーションの営業日、営業時間は次のとおりです。

営業日：月曜日から金曜日まで（祝日は通常営業、土日もご相談に応じます。）

休日：土曜日、日曜日、6月第3水曜日、12月30日から1月3日まで

営業時間：午前9時から午後5時30分まで

\*当ステーションは、年間を通して24時間連絡できる体制を整えております。また、緊急を要する場合には必要に応じて訪問看護を提供いたします。

### 5 訪問看護サービスの内容

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ・病状、障害の観察、健康管理  | ・療養、看護、介護方法のアドバイス |
| ・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア | ・リハビリテーション        |
| ・認知症の方の看護       | ・家族や介護者の支援        |
| ・カテーテルなど医療機器の管理 | ・褥そうの予防や処置などの医療行為 |
| ・医師の指示による医療処置   | ・服薬管理             |
| ・ターミナルケア        | ・保険、福祉サービスなどの活用支援 |

## 6 利用料、利用者負担額

訪問看護サービスの利用に際し、負担していただく利用料は次の合計額です。

- 1) 法定代理受領サービス（介護保険・医療保険サービスにおける直接給付）は国が定めた額となります。
- 2) 医療保険での訪問看護をご利用の場合、土曜日・日曜日、6月第3水曜日、年末年始（12月30日～1月3日）に緊急訪問した場合は休日料金をご負担いただきます。

\*利用料は、当月1日より末日までの利用料を翌月10日以降に請求し、お支払い後に所定の領収書を発行いたします。お支払方法は、自動払込・窓口支払・集金・郵送・銀行振込とし、郵送料、振込手数料はご利用者様のご負担とさせていただきます。

## 7 緊急時における対応方法

訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行い、また、緊急連絡先に連絡いたします。

## 8 事故発生時の対応

- 1) 事業所が行う訪問看護サービスにおいて事故が発生した場合は、必要な措置を講じ、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。  
また、利用者の家族、その利用者に係る居宅介護支援事業者等関係機関へ連絡いたします。
- 2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録いたします。
- 3) 当事業所が行う訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責めに帰すべき理由により、利用者又はその家族に損害が発生した場合は速やかに損害を賠償いたします。

## 9 衛生管理等

- 1) 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- 2) 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
  - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します
- ③ 事業所において、職員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します

## 10 虐待防止に関する事項

- 1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとします。
  - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会に参加し、その結果について職員に周知徹底を図ります
  - ② 虐待防止のための指針を整備します
  - ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます
- 2) 事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします
- 3) 高齢者虐待に係る連絡先
  - ① 養護者による高齢者虐待  
函館市高齢福祉課 相談支援担当  
連絡先：0138-21-3025
  - ② 養護者施設従事者等による高齢者虐待  
函館市指導監査課 高齢者担当  
連絡先：0138-21-3926  
0138-21-3927  
0138-21-3923

## 11 身体的拘束の適正化

- 1) 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束や行動を制限する行為を行わないものとします。  
やむを得ず身体的拘束を行う場合は、以下を記録します。
  - ① 身体的拘束等の様態・時間、利用者の心身の状況
  - ② 身体的拘束を行なわざるを得ない緊急やむを得ない理由
  - ③ その他必要な事項
- 2) 事業所は、身体的拘束等の適正を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります
  - ② 身体的拘束等の適正化のため、指針を整備します

- ③ 職員に対し身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施します

## 12 業務継続計画の策定等について

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 13 サービスに関する苦情処理

- 1) 事業所は指定訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとします。
- 2) 事業所は、提供した指定訪問看護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は保険者からの質問及び照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善を行います。

相談窓口	窓口責任者
電話	0138-59-1214
F A X	0138-59-3990

\*当事業所以外に、市役所・国民健康保険団体連合会の相談窓口で苦情を伝えることができます。

- ①函館市保健福祉部高齢福祉課 高齢・介護相談窓口  
受付時間 午前8時45分～午後5時30分（土日・祝日を除く）  
電話 0138-21-3025
- ②北海道国民健康保険団体連合会 総務部 介護・障害者支援課  
受付時間 午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）  
電話 011-231-5175

## 14 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

## 15 解約行為

- 1) 利用者又は家族は事業所に対し、3 日間以上の予告期間においてサービスの解約をすることが出来ます。
- 2) 事業所は、正当な理由無く又は故意に訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をし、改善しようとしめない等の理由で、サービスの目的が達せられないと判断したときは1ヶ月以内の書面による予告期限を以ってサービスを終了とします。

## 16 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり      2 なし
	<input checked="" type="checkbox"/> 2 なし		

## 料金表

### <介護予防訪問看護>

#### I 介護予防訪問看護費(訪問1回につき) (令和6年6月1日より)

訪問時間	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303円	606円	909円
30分未満	451円	902円	1,353円
30分以上～60分未満	794円	1,588円	2,382円
60分以上～90分未満	1,090円	2,180円	3,270円

(早朝6～8時、夜間18～22時は25%加算・深夜22時～翌日6時まででは50%加算)

\*1ヶ月につき2回目以降の早朝・夜間・深夜の緊急時訪問は、夜間、深夜加算料金となります。

#### II 加算料金

加算項目	利用料金		
	1割	2割	3割
緊急訪問看護加算Ⅰ(月1回) (業務負担軽減がある場合)	600円	1,200円	1,800円
緊急訪問看護加算Ⅱ(月1回) (業務負担軽減がない場合)	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算Ⅰ(月1回) (留置カテーテル等)	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ(月1回) (在宅酸素等)	250円	500円	750円
初回加算Ⅰ(退院日に訪問)	350円	700円	1,050円
初回加算Ⅱ (退院日の翌日以降に訪問)	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	600円	1,200円	1,800円
サービス提供体制強化加算Ⅰ (1回につき)	6円	12円	18円
複数名訪問加算Ⅰ(1回につき) 複数の看護師30分未満	254円	508円	762円
複数名訪問加算Ⅰ(1回につき) 複数の看護師30分以上	402円	804円	1,206円
長時間訪問看護加算	300円	600円	900円

\*訪問看護サービス提供体制強化加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算については、区分支給限度基準額の対象外となります。

## <介護訪問看護>

### I 訪問看護費(訪問1回につき)

(令和6年6月1日より)

訪問時間	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314円	628円	942円
30分未満	471円	942円	1,413円
30分以上～60分未満	823円	1,646円	2,469円
60分以上～90分未満	1,128円	2,256円	3,384円

(早朝6～8時、夜間18～22時は25%加算・深夜22時～翌日6時までは50%加算)

\*1ヶ月につき2回目以降の早朝・夜間・深夜の緊急時訪問は、夜間、深夜加算料金となります。

### II 加算料金

加算項目	利用料金		
	1割	2割	3割
緊急訪問看護加算Ⅰ(月1回) (業務負担軽減がある場合)	600円	1200円	1800円
緊急訪問看護加算Ⅱ(月1回) (業務負担軽減がない場合)	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算Ⅰ(月1回) (留置カテーテル等)	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ(月1回) (在宅酸素等)	250円	500円	750円
初回加算Ⅰ(退院日に訪問)	350円	700円	1,050円
初回加算Ⅱ (退院日の翌日以降に訪問)	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	600円	1,200円	1,800円
サービス提供体制強化加算 (1回につき)	6円	12円	18円
看護体制強化加算Ⅱ	200円	400円	600円
複数名訪問加算Ⅰ(1回につき) 複数の看護師30分未満	254円	508円	762円
複数名訪問加算Ⅰ(1回につき) 複数の看護師30分以上	402円	804円	1,206円
長時間訪問看護加算	300円	600円	900円
ターミナルケア加算	2,500円	5,000円	7,500円

\*訪問看護サービス提供体制強化加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算については、区分支給限度基準額の対象外となります。

## 料金表

### 医療保険での訪問看護

(基本療養費+管理療養費+加算分) × 負担割合となります。法令により、利用料の10円未満は四捨五入となります。各受給者証などお持ちの方は自己負担額が変わる場合もあります。

### <訪問看護療養費>

(令和6年6月1日より)

基本項目	10割	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費Ⅰ(精神科基本療養費Ⅰ) + 管理療養費(1日目)	13,220円	1,322円	2,644円	3,966円
基本療養費Ⅰ(精神科基本療養費Ⅰ) + 管理療養費(2日目以降)週3日まで	8,550円	855円	1,710円	2,565円
基本療養費Ⅰ(精神科基本療養費Ⅰ) + 管理療養費(2日目以降)週4日目以降	9,550円	955円	1,910円	2,865円
基本療養費Ⅲ 外泊時の訪問看護、入院中1回のみ	8,500円	850円	1,700円	2,550円

加算項目	10割	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算(イ) (業務負担軽減がある場合)	6,800円	680円	1,360円	2,040円
24時間対応体制加算(ロ) (業務負担軽減がない場合)	6,520円	652円	1,304円	1,956円
緊急訪問看護加算(イ) (月14日目まで)	2,650円	265円	530円	795円
緊急訪問看護加算(ロ) (月15日目以降)	2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算(Ⅰ)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算(Ⅱ)	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算(退院時)	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算 (退院日に90分を超えた場合)	6,000円	600円	1,200円	1,800円

加算項目	10割	利用料金		
		1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算 1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
難病等複数回訪問加算 1日3回	8,000円	800円	1,600円	2,400円
長時間訪問看護加算 1回につき90分を超えた場合週1回まで	5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算 6時～8時・18時～22時の訪問	2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 22時～6時の訪問	4,200円	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算 看護師（週1回）	4,500円	450円	900円	1,350円
介護看護連携強化加算 喀痰吸引を行う介護職員等の支援	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費 1：市町村の求めに応じた情報提供 2：15歳未満の小児 3：保険医療機関等に入院入所の際、 主治医と連携した場合	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2 特養等で看取り加算を算定した場合	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

\*医療保険による訪問看護の利用については、週3日が限度となっております。

ただし、厚生労働大臣が定める疾病等の方は、利用日数の制限はありません。

（厚生労働大臣が定める疾病等：末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・パーキンソン病  
連疾患等）

\*主治医から特別訪問看護指示書の交付があった場合は、交付日から14日間は毎日  
利用可能です。

\*健康保険の種類により自己負担割合所得により自己負担限度額が異なります。

その他の利用料	自費
休日料金（休日の緊急訪問1回につき）	2,200円
医療保険外の訪問料金（1回につき）	3,300円

訪問看護サービスの開始に当たり、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

訪問看護事業所

所在地 函館市湯川町3丁目29番15号

名称 訪問看護ステーションケンゆのかわ

説明者 氏名 高橋 陽子

本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(代筆者 氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_ )

身元引受人 住所 \_\_\_\_\_  
(ご家族等)

氏名 \_\_\_\_\_